

条 例

市が取得した旧大村浜屋ビルの1階フロア内に、国際交流プラザを設置する条例の制定、子ども子育て支援新制度の開始に伴い、保育所等の利用者負担額を定めるとともに、大村市立放虎原こども園を幼保連携型認定こども園として位置付ける市立幼稚園保育料等の徴収に関する条例等の一部改正のほか、9件の条例制定・改正案を可決しました。

総務文教委員会では、国際交流プラザを設置する条例について審査を行いました。審査では、午後7時を閉館時間とすることは、下校する学生等が気軽に立ち寄り、理事者からは、閉館時間を遅くすると、学生の帰宅時間も遅くなり、危険になることが想定されるので、この閉館時間で設定しているとの答弁がありました。

また、委員会におきましては、今後、旧大村浜屋ビル全体を改修する際は、国際交流プラザのスペースの見直し、トイレや駐車場の確保など、市民の利便性を十分に考慮し、有効に活用するよう要望しました。

市立の認定こども園、幼稚園及び保育所に係る利用者負担額

平成27年4月1日より、認定こども園の幼稚園部及び幼稚園、認定こども園の保育所部及び保育所の利用者負担額は下記のとおりとなります。

| 認定こども園の幼稚園部及び幼稚園 利用者負担額 | | | |
|---|-------------------|--------------------|----------------|
| 区分 | 1か月の利用者負担額 | | 入園料 |
| | 【単位：円】 | | |
| | 平成27年度 入園者 | 平成28年度 入園者～ | 平成27年度 入園者～ |
| 生活保護世帯及び支援給付世帯 | 0 (0) | | / |
| 市民税非課税世帯(生活保護世帯及び支援給付世帯を除き、市民税所得割のみ非課税世帯を含む。) | 5,000 (9,100) | | |
| 市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯 | 6,700 (16,100) | 11,800 (16,100) | |
| 市民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯 | 6,700 (20,500) | 15,000 (20,500) | |
| 市民税所得割課税額が211,200円を超える世帯 | 6,700 (25,700) | 18,800 (25,700) | |

備考 1 「1か月の利用者負担額」の欄のかっこ書きの数字は、条例で定める上限額
2 平成26年度入園者は、現行制度(6,300円)を適用する。

経済厚生委員会では、市立幼稚園保育料等の徴収に関する条例等の一部改正について審査を行いました。審査では、保育所で短時間保育を利用している利用者が、仕事等の都合で延長保育を利用する

ことよって、標準時間保育の利用者負担額を超えてしまった場合について質問し、理事者からは、短時間保育の利用者が、標準時間保育の利用時間である午前7時から午後6時までの範囲で延長保育

をどうしても利用せざるを得ない場合、その延長保育料については、最大3時間分の助成を行うよう、来年度予算に計上する予定であるとの答弁がありました。

●問い合わせ先
こども政策課 (TEL) 54-9100

| 認定こども園の保育所部及び保育所 利用者負担額 | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 区分 | 1か月の利用者負担額【単位：円】 | | | | | | |
| | 3歳未満児 | | 3歳児 | | 4歳児以上 | | |
| | 標準時間 (11時間) | 短時間 (8時間) | 標準時間 (11時間) | 短時間 (8時間) | 標準時間 (11時間) | 短時間 (8時間) | |
| 生活保護世帯及び支援給付世帯 | 0 (0) | | | | | | |
| 市民税非課税世帯(生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。) | 0 (0) | | | | | | |
| | 9,000 (9,000) | | 6,000 (6,000) | | | | |
| 市民税所得割課税額 であって | 48,600円未満の世帯(母子、父子等) | 18,000 (19,500) | 17,800 (19,300) | 15,000 (16,500) | 14,800 (16,300) | 15,000 (16,500) | 14,800 (16,300) |
| | 48,600円未満の世帯(母子、父子等を除く。) | 19,000 (19,500) | 18,800 (19,300) | 16,000 (16,500) | 15,800 (16,300) | 16,000 (16,500) | 15,800 (16,300) |
| | 48,600円以上 97,000円未満の世帯 | 30,000 (30,000) | 29,600 (29,600) | 27,000 (27,000) | 26,600 (26,600) | 27,000 (27,000) | 26,600 (26,600) |
| | 97,000円以上 169,000円未満の世帯 | 44,000 (44,500) | 43,400 (43,900) | 41,000 (41,500) | 40,400 (40,900) | 37,000 (41,500) | 36,400 (40,900) |
| | 169,000円以上 301,000円未満の世帯 | 55,000 (61,000) | 54,200 (60,100) | 43,000 (58,000) | 42,300 (57,100) | 37,000 (58,000) | 36,400 (57,100) |
| | 301,000円以上 397,000円未満の世帯 | 55,000 (80,000) | 54,200 (78,800) | 43,000 (77,000) | 42,300 (75,800) | 37,000 (77,000) | 36,400 (75,800) |
| | 397,000円以上の世帯 | 55,000 (104,000) | 54,200 (102,400) | 43,000 (101,000) | 42,300 (99,400) | 37,000 (101,000) | 36,400 (99,400) |

備考 「1か月の利用者負担額」の欄のかっこ書きの数字は、条例で定める上限額